

令和6年度周南市地産地消推進協議会合同専門部会（第3回） 議事録

【日時】 令和6年11月25日（月）14時～16時

【場所】 周南市シビック交流センター 交流室1

- ・出席者 14名（うち代理1名）（順不同）
- ・事務局 4名
- ・傍聴者 0名

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. しゅうなんブランドの新たな制度案及び事業展開案について

<案の説明>

- 事務局 説明（資料1～資料3）

<質疑応答>

- 委員 資料3について、しゅうなんブランドのロゴマークが変わるということでしたが、いつ頃になるのでしょうか？現在のロゴマークを市場に貼ったり、ロゴマーク入りの幟を作ったり掲げたり、毎年クリアファイルを作ったりしているので影響があります。
- 事務局 令和7年度からのスタートを考えています。来年度の下半期ぐらいから表に出していきたいと考えています。
- 委員 ロゴマークを変えるならば、幟やクリアファイルなどの作り直しに予算が必要なので、早めに教えていただきたい。
- 委員 資料3のPR方法の1つに「デジタルサイネージ」とありますが、本庁に3箇所、駅の南北通路にも数箇所ある中で、どこに何箇所使うか決めているのでしょうか。
- 事務局 しゅうなんブランドのPRの趣旨から考えて、駅の南北通路のものが一番効果的だと思うので、そこは使いたいと考えています。
- 事務局 頻度や詳細については、これからこの協議会の中で了解を得ながら決めていく予定です。情報発信なので、できるだけ多くできる方がよいと考えています。
- 委員 1人の消費者として、しゅうなんブランド認定品がどこで買えるのかというのが難しく困っています。どこか1つの場所に行けば、全ての商品があるか、そこになくても全て商品の購入の手続きができる場所があればよいと思います。
- 事務局 どこまでできるか分かりませんが、道の駅などを中心にできるだけ多く揃えることができないか相談していきたいと思います。
- 委員 現実的にはちょっと難しいところがあります。取り扱いがないものが、認定品100品の中で結構ありまして、普段取引がないものを、お客さまの要望に応じてその都度取り寄せるというのは、なかなか難しいです。
- 事務局 今から現認定品の事業者意向調査をかけるときに、そうした投げかけも入れていき、

全部の認定品というのはなかなか難しいので、可能なもの、可能な事業者には対応してもらえよう仕組みとして作っていきたいと考えています。

□委員 資料1の「成果と課題」の部分に関して、「課題」を解決するために選考品を新たに作ったのは分かるのですが、「成果」のところは新しい制度の中で引き継げるような仕組みになっているのでしょうか。小さな認定事業者さんなどはどうなるのでしょうか。

●事務局 成果の部分は、登録品に認定品の役割を引き継いでもらうイメージです。認定品の事業者に関しては、意向調査を踏まえたうえで作られる商品を登録品という形に移行し、しっかりPRしていこうと思っています。

□委員 地産地消推進店としていろいろなフェアに参加しているが、しゅうなんブランドも新しい制度に移行した後、色々とイベントやPR活動をすると思うので、本店としてもしっかり取り組んでいきたい。

□委員 選考品の対象商品の要件で、原料が市内産であることは書いてありますが、加工場所というのは全国各地どこでもよいのでしょうか。

●事務局 原料の要件を満たしていれば対象となり、加工所に関しては特に制限はありません。加工所を市内に限定しないことで、色々な事業者の参入機会を増やし、結果的に市内産の農水産物が多く使われたらよいと考えています。

□委員 この辺りは加工場所が田布施の事業者しかないのも、もっと加工できる場所や、試作してそのまま販売までできる場所があればよいと思います。また、例えば加工施設に市の管理者かどなたかがいて、その方の元でやれば試作品でも販売できるような仕組みがあったら、自分をもっと納得できるものができると思います。商品を作ろうにしても、加工場がないことが大きなデメリットだと感じています。

もう1点、選考品の選考方法は、「プレゼン＋試食」と書かれています。これまでの認定品の認定の際にプレゼンがありましたが、もう一度それをしないといけないということでしょうか？

●事務局 新制度では登録品と選考品に分かれています。登録品への登録であれば現認定品は意向調査によりそのまま登録され、新規登録であっても要件を満たせば書類審査で登録されることとなります。選考品は年に1品を選ぶものなので、選考品に応募したいということならば、新たに応募の手続きと、選考のプロセスとしてプレゼンと試食を行うこととなります。

●事務局 今までの認定品のときは、協議会の委員に向けてプレゼンしてもらっていましたが、選考品は、市民の皆さんにも入っていただくというところが変わったところです。

□委員 販売促進するための販売場所についてですが、販売手数料が店舗によって異なります。手数料が高いことにより出品をためられる人もいると思うので、販売促進をしようとしてもそこがネックになってくるのではないかと思います。

□委員 今加工所の話がありましたが、最近加工所の規制が厳しくなって、色んなものが作れなくなったという話を聞きます。今まで培ってこられた技術を引き継いでいくためにも、そういった事業者を支援できるものがあればよいなと思います。

また、資料3のPRに書かれているイベントについて、市が中心となって持っているイベントだけでなく、色んなイベントを各事業者さんにお知らせして出られる範囲を広げていくのも今後動ける役割の1つかと思います。

道の駅に置かれているものはお土産品が多いですが、お土産だけでなく、身近なものを身近なスーパーなどで手に入れやすくすることも大切だと思うので、身近な場にもしゅうなんブランドの商品を広げていただきたい。

- 事務局 今年度から加工所の規制が厳しくなって漬物などの加工品を作れなくなった方がいるということに関して、資料2の黄色で色を付けたところは、来年度から行おうとしていることです。加工品をつくるための施設の改修、備品、機械等に対しても支援できるような制度として実施していきたいと考えています。私たちもそうした小さな取組みを支援するために、県への上乗せの補助をやめて、県の事業よりもっと小さい規模のものが救えるような制度にしていこうと考えています。また、登録品に関してはできるだけ身近な場所にも置いてもらえるように努力していきたいと考えています。

- 委員 自分の居住地から徳山駅やソレーネ周南は遠いので、地元の店で手軽にしゅうなんブランドの商品が買えたらいいなと思います。やっぱり価格の問題とか、場所の問題で、なかなか人にもおすすめできなかつたりするので。

また、徳山駅の周辺で開催されるような人が集まるイベントでしゅうなんブランドの商品が売れたら、皆さんに知っていただけるのではないかと思います。

- 委員 しゅうなんブランドはそもそも対外的なところをターゲットにしているのか、内側の地元の人に知ってもらって使ってもらうためのものなのか、どういうお考えでしょうか。

- 事務局 新制度においては、市民の方をメインターゲットにしたものは登録品として残し、選考品に関しては、今まで外向きターゲットをしっかりと見据えたものがなかったので、その視点をいれたものになります。選考品により外に広がりを持たせたものです。

- 委員 例えばしゅうなんブランドを使ってお弁当を作るなど、いわゆる三次加工にしゅうなんブランドを使用するのはよいのでしょうか。よいのなら、結構横の広がりがあるのではないかと思います。

- 事務局 今言われたように、しゅうなんブランドを使ってお弁当を作りますとか、この商品にしゅうなんブランドが入っていますよというのは、もちろん大丈夫で、していただくに越したことはないです。新制度に関していうと、選考品のテーマにもよるとは思いますが、例として素材の要件の中の1つに「メインの部分にしゅうなんブランド登録品を使用したもの」というのを記載しているとおり、選考品に応募する加工品としても、しゅうなんブランド登録品を使うことを認めております。こういった形で登録品と選考品が連携していけるようにしていきたいと考えています。

- 委員 今世間が非常に物価高でするので、お客様・消費者の立場からすると、あまりお金を使いたくないという心理がまず働くと思います。必要なものしか買わないというのがまず大前提ある中で、このしゅうなんブランドという加価値のある商品をアピールしていくというところになると、ただ単に販売をするだけでなかなか成果に結びつかないと思います。つまり、付加価値のある商品というのを、どうお客様・消費者の方に伝えるかという販促の部分が非常に重要になってくるかと思っています。例えばリアル店舗で販売する場合は、試食などネットではできないことが強みになると思うので、色んな周南市内の方に向けてのアピールに繋がると思います。

また、本当に周南市の方がこのしゅうなんブランドの魅力を知っているかというのが1つ疑問です。地元の方の口コミというのが大きな1つの宣伝にもなると思うので、地

元の方が誇りをもって紹介できるようにすることで、周南市内の方に魅力が伝わっていくのではないかと感じています。

□委員 ロゴマークについては、登録品と選考品は同じブランドマークが使われるのでしょうか？それとも別々で、選考品は特別感があるものにするのでしょうか。

●事務局 資料２の選考品と登録品の下にそれぞれ“SHUNAN COLLECTION”“SHUNAN SELECTION”と書かれたマークがあるかと思います。これは、事務局が仮に考えたものであり、今後プロの事業者をお願いする予定ですが、関連性を持たせないと相乗効果がないと思うので、このように内容は同じではないけれども関連した統一感のあるものとしたいと考えています。

□委員 新制度についてですが、しゅうなんブランドというのはそもそも周南市産の農林水産物の消費拡大が目的なので、そこが新制度の目的としてしっかり記載されているのでよいと思います。新制度は登録品により現在の素材要件を保ち、選考品については少し緩めながらもきちんと守るところは守っているので、非常にいい案だなと思いました。

□委員 先程のロゴマークについての説明の部分で、“SHUNAN COLLECTION”“SHUNAN SELECTION”というのがありましたが、こちらが資料３の「ブランディング」の部分にある愛称になるのでしょうか。

●事務局 こちらは会議をする上での参考までに仮に事務局で付けたものです。実際にどういう風にしていくかは、ロゴマークとともにプロの方をお願いする予定です。

□委員 選考品は、愛称を募集してもよいのかなと思いました。その方が、市民の方とも一体感をもった形で考えていき、知っていただくきっかけにもなるかと思います。

登録品と選考品については、以前よりかなり明確になっているので、これでよいと思います。

□委員 「ブランド」というのを行政が認定などしても、それがその時点で一般的なブランドになるのではなくて、口コミで広がって安定して売れるようになって始めてブランドになるのだと思います。県の方も、山口ブランドの販売促進の活動をかなり長年やっていますが、なかなかその活動が実を結ぶのは難しいのが現状なので、ブランド登録後に販売促進などの努力をし続けることが重要だと思います。

あと、先程話に出た加工所が少ないことについて、長門ラボのような、受けて作ってくれるような施設が県東部にあったらいいというのは強く思っているところです。例えば廃校になった学校などを使って、加工する施設ができれば、良い取組みになるのではないかと思います。

□委員 ブランディングというのは、地域や市民を巻き込んで、動かしていく、それも継続的に動かしていくことで形になるものではないかと思うと思っています。

資料２にあるとおり、周南地域地場産業振興センターともタイアップしながら、進めていくような形をとっていただければと思います。

また、先程ありましたしゅうなんブランドを利用した三次加工の話に関連してですが、しゅうなんブランドの商品同士を組み合わせた商品というのもよいかと思います。

●事務局 皆様にお伺いした意見も踏まえつつ、本日お示しした案を、本協議会の最終案とさせていただく方向で進めて参りたいと思います。この最終案は、事務局である農業振興課

の方で市長まで承認を得て、市の制度として最終決定する予定です。委員の皆様へは、3月頃にその報告をさせていただこうと考えております。

4. 周南市地産地消推進協議会の体制について

<体制の説明>

●事務局 説明（資料4）

<質疑応答>

□委員 促進計画を作らずに市のまちづくり総合計画に基づいて行うということでしたが、まちづくり総合計画の中に、促進計画にあるエッセンスが盛り込まれているのでしょうか。

●事務局 今、まちづくり総合計画も第3次計画を作っているところですが、その中に「地域ブランドの推進」という項目があり、その内容として、しゅうなんブランドのこと、地産地消のこと、6次産業化支援のことなどが記載されていますので、これに基づいて、しゅうなんブランド制度などを動かしていくことを考えています。

□委員 「しゅうなんブランド認定の審査」の項目についてですが、新たにしゅうなんブランド登録品になるようなものも、事務局の方で書類審査という形になるのでしょうか。

●事務局 認定品から登録品に移行するものについては事務局の方で意向調査、新たに登録品に登録するものは事務局の方で書類審査という形になります。

□委員 新たに登録品となるようなものというのは、どうやって出てきて、登録するのでしょうか。

●事務局 登録品も、募集を行います。

□委員 選考品はテーマを決めて、そのテーマに沿って選ばれたものが選考品になっていくと思うのですが、登録品として登録されたものが後々定めた選考品のテーマに沿ったようなものであった場合は、登録品から選考品に移るのでしょうか。

●事務局 例えば、令和9年度とかにおつまみを選考品のテーマとして募集した場合、登録品の中にこのおつまみというテーマに沿うものがあれば、選考品に応募をしてもらうことも可能ですし、登録品でないものも新たに応募してもらうことも可能です。仮に10品程度応募があったとして、選考会でプレゼン+試食をして1品を決めるという流れですので、これで登録品が選ばれれば、選考品にもなることになります。

□委員 選考品になったものはずっと選考品なのでしょうか。

●事務局 例えば、2024年度の選考品、2025年度の選考品という風になります。

□委員 選考品は1年を通して流通できるものという話があったと思うのですが、例えばお弁当で選考品に応募してみようと思ったときに、ふぐなど時期があるものを使うのであれば1年を通して生産できないので、そういうものは対象から除外されるのでしょうか。

□委員 原材料は、1年を通して供給できるものは殆どないと思います。その原材料が一時期しかないものを加工して年間を通して販売できるような形になるのならば、それはそれでよいのですが、そういうものはまだ殆どないので、今言われた問題は、当然出てくると思います。

●事務局 旬の時期があるものは旬な時期に作って選考会を開いていくというのが一番良いのだと思います。仮にお弁当というテーマを設定したときには、どの時期にどうやって募

集をかけるのか、年に2回選考会をやらなければならないかなど色々検討する必要があると思うので、詳細は、テーマや募集要件を設定するときに、協議会で協議して検討した上で実施していきたいと考えています。な

□委員 資料4の「しゅうなんブランド認定の審査」で、事務局が書類審査をするとのことでしたが、市民は全く関われなくなるのでしょうか。例えばどんなものが応募されて、どんなものが選ばれたというのが分からないままなのかと思ったのでお伺いできればと思います。また、選考会で選考品を選考する」とあるので、制度全体としてどの部分で市民が関わって、どの部分が関われないのか、教えていただければと思います。

●事務局 資料4の「しゅうなんブランド認定の審査」という項目は、登録するのに皆さんに集まっていただいて審査するというのではなく要件を書類上で審査して要件を満たせば登録品に登録していくものなので、事務局で行います。一方で、しゅうなんブランドの選考品の選考に関する」という選考品の部分は、協議会でテーマを決めて、市民の方も入れて選考していくものです。登録品は、書類をしっかりと審査して要件が合えば事務的に登録していくもの、選考品は、市民の方も入れて皆で年に1品程度選んでいくものというものなので、登録品と選考品の決め方という部分に、市民の方が関わるかの違いがあります。

●事務局 登録品についても、今年度はこういう応募があつて、こういうものを登録したということは情報共有させていただきます。

□委員 資料4の「選考品等の PR・販売促進への協力」の部分について、「委員がそれぞれの分野において、選考品をはじめとした地域産品の PR・販売促進を行う」とあるので、これは具体的にはどういうことでしょうか。

●事務局 新体制における委員さんが、それぞれの分野、例えば量販店は量販店ならではの強みを活かしてイベントの実施やしゅうなんブランドのコーナーを作る、学生に委員であれば学校で周知したり若者ならではの PR 手段を取るといった、それぞれの立場での強みを活かして、一緒に PR・販売促進をしていくということです。

□委員 結構今〇〇選手権というのがあり、金賞やグランプリ受賞になったらテレビなどで話題になっている印象があります。しかし、チャレンジするのに最大10万円ぐらいのお金がかかってしまって、チャレンジしたいけどできないという人もいると聞いているので、そういったチャレンジを支援するという応援の仕方もあるかと思います。

●事務局 他にご意見等はございませんでしょうか。なければ、協議会の体制については、この方向で検討を進めて参りたいと思います。

5. 今後の予定

●事務局 3月頃に市が最終決定したしゅうなんブランドの新たな制度や、本協議会の新体制について決まっていることかと思しますので、ご報告させていただきたいと思っております。

6. 閉会